

## 医療廃棄物収集運搬業務委託仕様書

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項に基づき、許可を受けた者に収集運搬業務を委託する。
- 2 産業廃棄物の収集運搬を業として行うことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によって、当該業務を行う業者として要求される資格要件を備えていることを立証するに足りる書面を甲に提出できること。
- 3 感染性廃棄物が、許可を受けた取扱産業廃棄物の範囲に含まれていること。
- 4 中間処理の確認ができるよう、電子マニフェストを採用すること。  
電子情報処理システム内の「現場登録支援機能」等を利用し、排出事業者のマニフェスト登録を支援すること。
- 5 処分先である株式会社アクトリーの処分場に搬入すること。  
なお、処分業者が受入を承諾していることを証明する書類を提出すること。
- 6 天変地異、その他不測の事態に備え、茨城県内の他の焼却施設との受入承諾を有していること。
- 7 収集運搬については、週3回程程度の定期回収をするものとする。  
(保管庫が満杯にならないように回収すること。)
- 8 医療廃棄物(感染性廃棄物)の種類及び貯蔵荷姿

分類		内容	貯蔵荷姿
感染性 医療廃棄物	鋭利な物	・注射針、試験管等	ポリ容器 別紙①
	液状又は 泥状の物	・胎盤、臓器、大量の血液 が付着した布等	ポリ容器 別紙②
医療ビン類	鋭利な物	・医薬品、試薬等のビン、注射アンプル等医療行為 に使用した不燃物	ポリ容器 別紙①
その他 医療廃棄物	感染性の 固形状の物	・医療行為に使用した上記以外の物全て ・可燃物(脱脂綿・注射器・ディスプレイ製品等)	段ボール箱 別紙③

- 9 医療廃棄物(感染性廃棄物)の予定排出量  
感染性医療廃棄物、医療ビン類、その他医療廃棄物：226,830kg

(参 考)

令和5年度の1回当たりの平均回収個数(週2～3回程度排出)

ポリプロピレン容器 (20リッター) [個]	ポリプロピレン容器 (45リッター) [個]	段ボール容器 (60リッター) [個]
42	27	271

令和5年度の1回あたりの平均回収重量(週2～3回程度排出)

1,454kg/回

感染性廃棄物処分容器の仕様について

感染性廃棄物の分類及び容器については、以下の仕様で搬出するものとする。

感染性廃棄物		
<p>鋭利な物 ①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注射針、試験管等</li> </ul>	<p>液状又は泥状の物 ②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・血液、体液、それらが多量に付着した布等</li> <li>・病理廃棄物（臓器、組織、皮膚）</li> </ul>	<p>固形状の物 ③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為に使用した左記以外の物全て（可燃物）</li> <li>・脱脂綿・手袋・ガウン</li> <li>・マスク・包帯・注射器</li> <li>・透析回路・ギプス</li> <li>・オムツ・各種チューブ 等</li> </ul>
		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・寸法：340×234×360 (20リッター)</li> <li>・寸法：475×330×360 (45リッター)</li> <li>・材質：ポリプロピレン</li> <li>・密封設計</li> <li>・注射針などの貫通しない強度</li> <li>・荷崩れ防止構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寸法：340×234×360 (20リッター)</li> <li>・寸法：475×330×360 (45リッター)</li> <li>・材質：ポリプロピレン</li> <li>・密封設計</li> <li>・有毒ガスの発生がない</li> <li>・荷崩れ防止構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寸法：450×450×300 (60リッター)</li> <li>・材質：段ボール</li> </ul>
黄色：バイオハザードマーク付き	赤色：バイオハザードマーク付き	橙色：バイオハザードマーク付き